

労働者法律センター6月学習会のご案内

鈴木江理子先生（移住連共同代表/国士舘大学教授）講演

育成就労 No! 多文化共生社会を**実現**する!

育成就労制度? 批判される技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」を作るという、入管法等の「改正案」が衆議院を通過しました。しかし、この新制度は、技能実習の看板を掛け替えた新たな奴隷労働制度であり、法律の成立を阻止すべきです。何よりも相変わらず1~2年の間転籍の自由がありません。借金を抱えて来日し、2年も縛り付けられるのは、文字通りの奴隷です。認めることはできません。

永住許可の取消? しかも、「外国人は犯罪者だ」と主張する自民党等の右派・排外主義者に迎合して、すでに永住許可を得ている人の「永住取消」制度が突如組み込まれています。在留カードを携行していなかったり、税や社会保険料を支払わなかった場合に取消すというのですが、政府答弁によっても外国人の滞納率は日本人の半分です。実際には取消す理由がありません。永住取消を認めてはなりません。

多文化共生社会を! 問題の根本は、来日して働く人々を単なる労働力としてのみ捉え、不要になったら追い返すという考え方です。仲間として共にこの社会を支えるために協力して、多文化共生社会を目指すことが必要です。そのためにこの学習会にご参加下さい。お待ちしております。

記

- ◆日時 2024年6月26日(水) 午後6時30分~8時30分
- ◆場所 全水道会館中会議室(下記地図参照 文京区本郷1-4-1 ☎03-3816-4196)
JR水道橋駅 東口(御茶ノ水より)下車2分 都営地下鉄三田線水道橋駅A1出口1分
- ◆講師 移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)共同代表 鈴木江理子さん
- ◆主催 労働者法律センター
- ◆参加費・資料代 500円

以上



お問い合わせ

労働者法律センター

新宿区四谷三栄町3-14 三栄ビル6階

電話 03-3355-4076